

## 住宅用初期費用ゼロ 太陽光発電設備等導入補助金



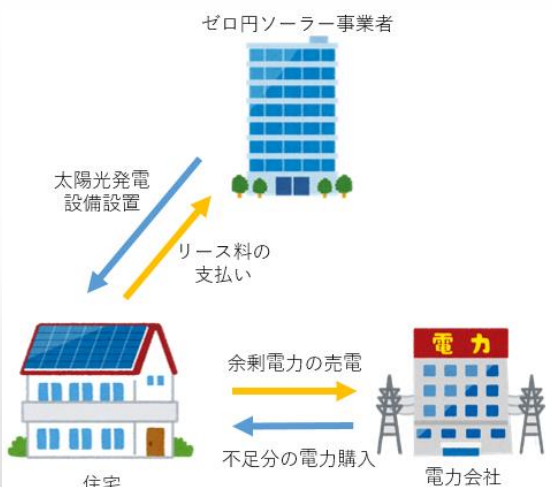
相模原市では、太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進するため、事業者が初期費用を一時的に負担し、住宅に太陽光発電設備等を設置して、住宅所有者が電気料金又はリース料を支払う、いわゆるゼロ円ソーラー導入の際、市民の皆さんが支払う料金の負担を低減させる支援を行います。**補助は事業者に行いますが、その補助を電気料金やリース料金に還元する形で市民の皆様を支援します。**

### 初期費用ゼロ円ソーラーを導入する市民の方のメリット

- ①事業者の負担で太陽光発電設備等を設置するため、**初期費用がゼロ!**
- ②故障時など、維持管理は事業者が行うため、**手間がかからない!**
- ③災害時などで停電があっても、**電気を確保!**

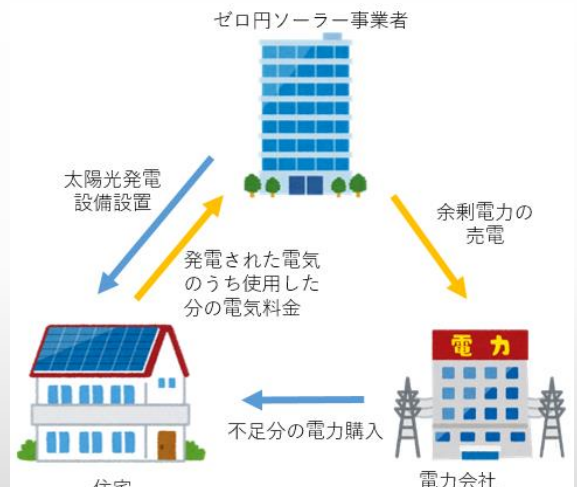
### 初期費用ゼロでの太陽光発電設置サービスとは

#### リース



- 発電された電気は住宅所有者が利用
- 住宅所有者はリース料金を支払い

#### 電力販売



- 発電された電気を住宅所有者に販売
- 住宅所有者は電気料金を支払い

## 補助額（補助の対象は、対象事業を行う事業者）

### ○太陽光発電設備

7 万円／kW（5 kWまで）

※市内事業者が施工した場合は、3万円／kWを加算します。

### ○蓄電池

蓄電池の価格の1／3（5.1万円／kWhを上限。5 kWhまで）

※本補助金は、国の交付金を原資としているため、FIT認定は受けることができません。

## 補助対象事業

事前に初期費用ゼロサービスのプランを市に登録した事業者が、住宅に初期費用ゼロ円で太陽光発電設備や蓄電池を設置する事業

※事業者が市に登録したプランについては、市ホームページにてご確認ください。

【<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1020272.html>】

## 対象者

初期費用ゼロサービスのプラン登録し、市民に当該プランのサービスを提供した事業者

※サービスを提供する事業者に補助しますが、この補助相当額をサービス利用者に還元する必要があります。

申請期限

令和7年1月31日まで

※事業者が期限までに補助金の申請ができるよう、その前に契約を完了する必要があります。

## 補助金交付の流れ

プランの選定・契約



市HPに掲載されている登録プランを参考に、事業者と契約を行います。

補助金申請



工事を行う前に、事業者が補助金の申請手続きを行います。

補助金還元



契約したサービス開始後、事業者へ交付した補助金を利用料割引などの形で市民のみなさんに還元します。

《お問合せ先》

相模原市 環境経済局 ゼロカーボン推進課  
電話 042-769-8240

《市ホームページ》

詳しくは、市ホームページ  
をご確認ください。

